＝業界情報＝

車検時における納税証明事務の変更について（平成 29 年 11 月 1 日～）

◇ 平成29年11月1日から、有効な納税証明書がある場合の山梨県自動車税センターでの<u>完納印の押印を廃止します</u>

◇ お持ちの自動車税納税証明書が有効かどうかの主な基準は、次のとおりです

・ 4月1日から5月30日までは、前年度または現年度のどちらの納税証明書も有効です

・ 5月31日から3月31日までは、現年度の納税証明書だけが有効です

・ 自動車税 納税証明書 の登録番号欄に ＊＊印 のあるものは無効です （過去に未納があるため）

・ 転入前の他の都道府県発行の納税証明書も、山梨県発行のものと同じ取扱いです
（ただし、無効の場合の表示方法などが都道府県によって違いますので、注意してください）

◇ 車検の際には、できるだけ有効な自動車税納税証明書を用意していただけると、手続きがよりスムーズです

◇ 不明な点があれば山梨県自動車税センター(電話 055-262-4662)までお問い合わせください

※ 整備振興会内の山梨県自動車税センターの窓口は、とりあえず平成29年12月28日までで閉じさせていただきます

山梨県自動車税センター

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

厚生労働省より、労働災害による休業４日以上の死傷者数が、平成２９年も減少傾向がみられず、また、死亡者数についても、平成２９年は対前年比で９．６%（８月末現在）の増加となっていることより極めて憂慮すべき事態であることから、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や、事業場の安全管理体制を充実するなど、更なる事故防止に取り組むよう、下記のとおり緊急要請がありましたので、お知らせします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は２年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業４日以上の死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成 29 年も減少傾向がみられない状況です。また、平成 29 年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で 9.6%（８月末現在）の増加となっております。この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

特に、８月単月では、死亡災害は、前年同月比 57.1%の大幅な増加となっており、ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

一方、第 12 次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに平成 24 年比で平成 29 年までに 15%以上減少させることを目標としていますが、平成 29 年度が最終年度であり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

1　安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること

2　安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること

3　雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成29年９月22日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長　田中　誠二

スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について

国土交通省から、本年１０月１８日に岡山県内の中国自動車道で発生した、大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同種事故の発生を防止するため、全ての大型トラックについて、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか、直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、下記のとおりプレスリリースされましたので、お知らせいたします。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２９年１０月２７日
自 動 車 局　安全政策課
整　備　課

スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について

国土交通省では、本年１０月に中国自動車道で発生した、大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同種事故の発生を防止するため、全ての大型トラックについて緊急点検を実施するよう関係業界へ指示しました。

１．事故概要

本年１０月１８日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員２名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員２名が巻き込まれて死亡しました。

２．国土交通省の対応

同種事故防止のため、全ての大型トラックについて、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか、直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう関係団体へ指示しました。

〈添付資料〉
別紙　通知文　　省略

【お問い合わせ先】
自動車局　整　備　課　平川、下窪
（代表）03-5253-8111（内線 42412）（直通）03-5253-8599、FAX：03-5253-1639
自動車局　安全政策課　掛川
（代表）03-5253-8111（内線 41623）（直通）03-5253-8566、FAX：03-5253-1636

三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

三菱ふそう社製バス（型式：ＭＳ９６ＶＰ）の車両火災が平成２９年９月に２件発生し、過去２年間において当該型式のバスの火災事故がこのほかに３件発生している状況から、三菱ふそう社製の当該型式のバスについて、緊急点検整備を実施する旨、お知らせしましたが、国土交通省より、同型車両を含む新たなリコール届出が三菱ふそうトラック・バス株式会社からあった旨のプレスリリースが下記のとおりありましたので、お知らせいたします。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２９年１０月２７日
自動車局　安全政策課
審査・リコール課
整備課

三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バスの火災防止について

国土交通省では、9 月 15 日、三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バス（MS96VP）を保有する全てのバス事業者に対して、緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請しておりましたが、本日、同社から新たなリコール届出（届出番号 4135）があったことから、（公社）日本バス協会を通じ、改めて本リコール届出による改善措置を早急に受けること等を傘下会員に周知・徹底するよう指示しました。

国土交通省では、本年 9 月 15 日、（公社）日本バス協会を通じて「バスの車両火災事故防止のための緊急点検整備の実施について」（平成 29 年 9 月 15 日付け、国自安第 110 号、国自審第 1052 号、国自整第 162 号）により、三菱ふそうトラック・バス株式会社が製造した大型バス（MS96VP）を保有する全てのバス事業者に対し、火災防止のための緊急点検整備の実施及びリコール等の改善措置を受けるよう要請していたところです。

本日、同社から、同型車両を含む新たなリコール届出（届出番号 4135）がありました。（別添参照）

これを受け、国土交通省自動車局では、（公社）日本バス協会を通じ、同型車両を保有するバス事業者に対し、本リコールの改善措置を受ける等の対応を指示しましたのでお知らせします。

〈添付資料〉
- 別添　リコール届出一覧表
- 別紙　通知文
- 参考資料１
- 参考資料２

（参考資料１・２）省略

【問い合わせ先】
自動車局整備課　平川、下窪
（代表）03-5253-8111（内線 42426）（直通）03-5253-8599、FAX：03-5253-1639
自動車局審査・リコール課　田辺、藤墳
（代表）03-5253-8111（内線 42352）（直通）03-5253-8597、FAX：03-5253-1640
自動車局安全政策課　掛川
（代表）03-5253-8111（内線 41623）（直通）03-5253-8566、FAX：03-5253-1636

（別添）

リコール届出一覧表　（抜粋）

リコール届出日：平成29年10月27日

リコール届出番号	４１３５	リコール開始日	準備でき次第
届出者の氏名又は名称	三菱ふそうトラック・バス株式会社　問い合わせ先:お客様相談センター 代表取締役社長　マーク・リストセーヤ　TEL 0120-930-397		
不具合の部位（部品名）	原動機（燃料噴射装置）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	大型トラック・バスのエンジンにおいて、使用者ならびに自動車整備事業者に対して、燃料噴射装置を定期的に洗浄するよう情報提供していなかったため、洗浄が行われないと、燃料の温度変化等で燃料中に化合物が生成され、燃料噴射装置内部のバルブが固着することがある。そのため、エンジンの燃料噴射が適正に行われず、エンジンの始動不良や白煙の発生、エンジン制御システム異常の警告灯点灯等が発生し、最悪の場合、排気管に溜まった燃料が発火して、火災に至るおそれがある。		
改善措置の内容	全車両、燃料噴射装置の状態を点検し、不具合の兆候が認められた場合は、燃料噴射装置を新品に交換する。さらに、燃料タンクへ洗浄剤を注入し、燃料噴射装置内に付着している化合物を除去する。 また、メンテナンスノートに、洗浄剤による燃料噴射装置の定期洗浄の実施を追記するとともに、使用者ならびに自動車整備事業者に対して、燃料噴射装置の定期洗浄の重要性を啓発する。 なお、燃料噴射装置の洗浄剤の準備には時間を要することから、排気管出口が樹脂製バンパーに近い大型バスを優先して改善措置を実施する。		
不具合件数	979件	事故の有無	火災4件
発見の動機	市場からの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者：ダイレクトメールまたは直接訪問等で通知する。 ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、運転者席側ドア開口部のドアロックストライカー付近、又は当該ドアを有しない車両は運転者席左側ドア開口部のシリアルナンバープレート付近にNo.4135のステッカーを貼付する。		

（備考）本件は、平成２４年１２月１８日付け「届出番号３０７１」ならびに平成２５年１０月２９日付け「届出番号３２４４」により、リコール届出を行ったものですが、新たな原因が判明し、これまでの対策が不十分であったことから、対象範囲を拡大して再度対策を行うものです。

整備作業中の事故について

（一社）日本自動車整備振興会連合会より、本年８月・１０月に発生した整備作業中の事故について、下記のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

会員事業場の皆様におかれましては、一層の事故防止に努めて頂きますようお願いいたします。

【事故概要】

◇ 平成２９年８月２３日　発生（重傷）

８月２３日午前１０時２０分ごろ、北陸信越管内の自動車分解整備事業場において、大型トラックの荷台に積まれたタイヤを降ろす際、あおり開閉補助具を使用しないで車両左側のあおり（約１.５ｔ）を一人で開けたため、急激にあおりが落下し、挟まれて重傷を負った。

◇ 平成２９年１０月６日　発生（死亡）

１０月６日午後５時２５分ごろ、東北管内の自動車分解整備事業場において、ロータリー式除雪車を一人で洗車中、回転しているローターに作業員が巻き込まれ死亡した。

今月の配布物について

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る啓発活動連絡会（日整連参画）」では、ここ数年連続して大型車の車輪脱落事故件数が増加している現状を鑑み、大型車のドライバー等に適正な車輪脱着作業の再徹底及び一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施等を啓発するため、ポスターを作成しましたので配布致します。

・ポスター　各工場１枚

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例　Vol.70

【内容】車検整備後の故障について

・車名：軽自動車　　・登録年月：平成１５年　　・走行距離：約１１０，０００ｋｍ
（消費者センター⇒自動車製造物責任センターからの紹介）

・相談日：平成２７年１０月１８日

今年の７月に整備工場に車検整備を依頼した。１０月１４日夜、走行中に突然、車の前方（エンジン付近）より物凄い大きな音がした。怖くなり車を路肩に止め、損保会社のレッカーサービスを依頼した。当該整備工場へトラブルの電話連絡を入れていたところ、営業時間外となっていて連絡がつかなった。そのため、レッカー業者に、営業している近隣の整備工場に車を運んで貰った。その工場で車を見て頂いたところ、プラグの締め忘れが原因で、最悪の場合はエンジン関係で高額な費用が掛かることの説明があった。

翌日、当該整備工場に連絡したところ、工場長が近隣の整備工場に車を引き取りに来た。整備ミスへの謝罪と共に、簡単な修理とあまり費用も掛からないことの説明があったが、説明内容に食い違いがあり、相談者から以下のような苦情等が寄せられた。

①故障して困っているのに、電話がつながらなくなったことに対する不満。
②レッカーで運ばれた近隣の整備工場と当該整備工場の整備内容に差があり、どちらが正しいのか不安である。（当該整備工場に対する不信感）
③女性の為、整備内容及び保証について適正か分からない。第三者的にはどうか。

【対応】

上記について当該整備工場の工場長に確認したところ、会社の規定により２０時を過ぎると留守電になってしまう。相談者の携帯に事務員が何度か電話を入れたが、つながらなかった。レッカーで車が運ばれて来ると思い、２１時過ぎまでは待っていた。工場長は対応の不備及び整備ミスを認め、再整備は無償かつ適切に行い、再整備後の保証は当社規定１０年保証を適用し誠意を持って対応したいと説明があった。

相談者に当該整備工場は整備ミス及び応対の不備について謝罪している旨を説明した。また、再整備は無償かつ適切に行い、再整備後の保証についても当該整備工場規定の１０年保証を適用させる旨を説明し、理解頂いた。なお、整備内容及び整備保証などを本人が確認のうえ整備依頼をして頂きたいと伝えた。

１０月２４日、当該整備工場の工場長に状況確認したところ、作業時にミスがあり終わっていない旨の説明あった。改めて相談者の不信を招かないよう連絡を密にして頂きたいと伝えた。

１１月７日、当該整備工場の工場長より１０月末に整備が完了し、相談者に車をお渡ししたと連絡があった。但し、相談者の不信感は払拭出来ていない様子との説明があった。その後、相談者及び当該整備工場からの連絡なし。

エンジンルーム内の点検・整備後の注意事項について

トヨタ自動車株式会社

エンジンルーム内の点検・整備を行った際に使用したウエス等の可燃物をエンジンルーム内に置き忘れると、高温になった排気系部品に付着して「車両火災」につながるおそれがあります。つきましては、エンジンルーム内の点検・整備後の注意事項を以下に示しますので、確実な作業の実施をお願いいたします。

■対象車両　全　車

■エンジンルーム内の点検・整備後の注意事項

以下の内容を参考に確実な確認を行ってください。

1．エンジンルーム内から使用したウエス等がすべて取り除かれていることを確認する。

- エンジンルーム内に置き忘れたウエス等は、走行風や振動などでエンジンルーム内を移動する場合があるため、排気系部品周辺だけでなく、エンジンルーム内全体を確認する。
- エンジンルーム奥側が排気系の車両では、エキゾーストマニホールド周辺の目視確認がし難いため、エンジン側面等からの確認や、鏡等を利用して確認する。
- エンジンルーム内がカバーで覆われる場合は、カバーを取り付ける前に確認する。
- バンタイプ等で室内からエンジンルームの作業を行う車両においては、エンジンカバー開口部から覗き込んで確認する。
- 作業前に、準備したウエス等の数を把握しておき、作業完了後に全数揃っているか確認する。

2．リフトアップして、車両下部から確認する。

- エキゾーストマニホールド下流の排気管周辺等で、上記１で十分な確認ができない場合は、車両下部からも確認する。

（補足）

外部から持ち込まれる可燃物について

- 点検・整備時の可燃物置き忘れ以外に、外部からエンジンルーム内に枯草や小枝等が入り込み、排気系部品に付着して「車両火災」につながる事例も発生しており、特に使用頻度の少ない車両は、点検・整備時に併せて確認をお願いいたします。

＜市場での発生事例＞

エンジンルーム内に置き忘れた
可燃物が原因の車両火災

エンジンルーム内で発見された
炭化したウエス

エンジンルーム内で発見された
一部焼損した車両取扱書